

リスト

長野オリンピックにおけるスポーツ ソ連紛争の解決

小田 滋

おだ・しげる

国際司法裁判所裁判官

はじめに

およそスポーツの世界において法律家の出番があるなどとは夢にも考へていなかつた私が、まさに図らずも、国際オリンピック委員会（IOC）の指名によって、オリンピック発足一〇〇年にあたる一九九四年の秋に発足したスポーツ仲裁国際理事会（International Council of the Arbitration for Sport）（ICAS）の一員を仰せつかることになつた。

私がIOCに指名された理由は單純である。一九七三年以来の古いIOCの委員であり、一時はその副会長もつとめたセネガルのムバイエが、一九八二一九年一年にオランダ・ハーグで国際司法裁判所の裁判

官として私の同僚であつた時期、オランダの名門ワッセナーのゴルフ場でよくふたりでゴルフを楽しんだ親しい仲であつた。ムバイエはもともとオランダの前はセネガルの最高裁判所長官であり、その当時からIOC委員をつとめていたものである。そのオランダ時代、一九九一年バーミンガムにおける一九九八年冬季オリンピックの開催地決定に先立ち、自分は長野を支持するからと内報してくれるような親日家でもあつた。

IOC内部における法律問題は長く彼ひとりがサマランチ会長の信任を受けて処理してきた。ゴルフをしているくらいだからスポーツに関係がないわけではないだらうという一本の電話で、彼が私をIOC指名理事に引きずりこんだというのが真相

である。年に一度ロサンヌでの会議に出でくればよい、というので簡単に引き受けたものである（国際司法裁判所の現職である私の場合この本務との抵触関係はない）。

ICASは一九九四年秋の発足以來、年に一、二度の会合を行つてきただが、一九九七年四月にはダマスカスに集まつた。この第五回理事会の議題のひとつが長野冬季オリンピックにどのように対処するかの問題であった。今まではスポーツ仲裁などは対岸の火事くらいに思つていた私はにわかにこの問題の検討を迫られることになつた。

I スポーツ仲裁の概念の成立とその発展

1 これまでのスポーツの長い歴史と伝統のなかで、スポーツに関する様々な紛争が実際にはどのような解決をされてきたのか。私にはその知識はない。しかしそれわけ日本の場合、もしスポーツ行事をめぐってなんらかの争いことがあつたとして、話し合いによつて解決されるところで、それが法的な処理に委ねられる、あるいは第三者の判断による解

ICASの存在あるいはそれが管轄するスポーツ仲裁裁判所（CAS）（Court of Arbitration for Sport）というものにはほとんど関心もなく知識もなかつたといのが実情ではないだろうか。長野の冬季オリンピックを遗漏無く進めるために、ここに一文を草して日本のスポーツ界、そして法曹界の方々の参考に供したいと思う。私自身にもまだ理解のゆかない点も少なくない。この執筆にあたつては長野オリンピックにおいてCASの仲裁人のひとりとなる小寺彰（国際法）東大教授の協力を得た。

リスト

決というような経験をたどることは事実上はなかつたのではないだらうか。

それは日本社会の一般的な風潮からいって、争いごとを裁判にかけるという伝統に乏しかつたことと無縁ではない。また司法的解決を言わなまでも、合意によって仲裁人を選んで物事を解決するということも決して一般的であつたわけではなかつたであろう。

2 しかし欧米においてはスポーツ界における紛争の処理ということがかなり強く意識されてきたと思う。スポーツ関連仲裁という構想は一九八三年に始まる。スポーツ世界の手段を当事者に提供するために、スポーツ仲裁裁判所(CAS)が、いかなるスポーツ団体からも独立のものとして、この年、IOCの肝入りでロサンヌに設立された。スポーツ選手の出場資格あるいはドーピングなどをめぐる選手と競技団体のトラブル、あるいは競技団体相互のトラブルを解決するための仲裁のために紛争の当事者は合意によつてこの仲裁を利用することが出来た。CAS規程および規則は一九八四年六月

に発効した。一〇〇人余りのスポーツ仲裁人名簿が用意された。日本人の名前はない。

3 それ以来一〇年の間に通常仲裁と上訴仲裁にわけてかなりの数の決定を行つてゐる。ただCASの仲裁判断は当事者の同意がない場合は原則としては非公開であるため、その記録は必ずしも明らかではなかつた。しかし公開されたものからは次のことことが知られる。

「通常仲裁」の最初のケースはコチの暴力行為についてこのコチに対する制裁という国内競技団体下部組織の決定についてであり、CASは一九八七年一月の仲裁判断で、先の団体の決定を確認した。

その後コチの契約期間の問題、放送権契約の問題、競技出場につい

てから、もっぱら馬のドーピングがあわば連盟部内の決定に対する上訴あるものについては連盟内の決定が支持され、あるものについては覆されてきた。

さらにCASが「勧告的意見」をもとめた事例もある。以前にドーピングで処罰された選手のオリンピック出場資格について、CASは否定的な意見を出し、また職業的スポーツ記者の国際スポーツ行事への参加資格の問題などについても意見を述べている。

II スポーツ仲裁制度の確立のためのスポーツ仲裁国際理事会の設立

1 このスポーツ関連の仲裁が本體に対する人種差別の問題、スボンサーコードの問題、二重国籍のバスケットボール選手の出場資格、独占ライセンスの契約の問題、など様々なケースについて仲裁判断を下してきた。

また「上訴仲裁」については、一九九一年国際馬術連盟の規則のなかにCASによる仲裁条項が挿入され

てから、もっぱら馬のドーピングがあわば連盟部内の決定に対する上訴あるものについては連盟内の決定が支持され、あるものについては覆されてきた。IOC、(ii)二四の団体(国際陸上競技連盟や国際柔道連盟などを含む)の連合からなるASOIF(オリンピック夏季大会国際競技団体連合)、(iii)七の団体(国際スキー連盟や国際アイスホッケー連盟などを含む)の連合からなるAIWF(オリンピック冬季大会国際競技団体連合)、(iv)ANOC(国内オリンピック委員会連合)の四者の間で、「ICAS設立協定」(パリ協定と呼ばれる)が締結された。

2 「ICAS設立協定」は、CASの本部をロサンヌに置き、その財政は上記四団体が負担することを定める。なおこの合意書はスイスの秋、冒頭に述べたICAS(スポーツ仲裁国際理事会)の設立以後のことである。一九八三年以来一〇年ほど、事実上はIOCの下部機関として存在してきたCASであるが、いわば司法の独立という意味において、CASに独立性を持たせるためのとして、実際に、たとえば、国際

1998.2.1 (No. 1127)

リスト

バレーボール連盟、国際サッカー連盟などが一九九四年の発足即日この合意への加入を署名している。

3 I C A S の設立にあたって、理事に、I O C が四名、A S O I F (夏季) が三名、A I W F (冬季) が一名、そして A N O C (国内) が四名を指名し、一二名をもつて設立理事とすることとされていた。このなかで I O C が指名したのはセネガルのムバイエ、日本の小田、アメリカの連邦第八巡回裁判所長のアーノルド、イスラエルの連邦第一民事裁判所長のルーの四名、国内オリンピック委員会の連合である A N O C はチニシア、オーストラリア、ベルギー、メキシコの出身者四名を指名した。

4 この私を含む一二名の設立理事による設立理事会が、一九九四年一一月二二日午前ロザンヌで開かれ、その署名によって I C A S はスイス民法八〇条以下にいう「財団」として発足した。これにはロザンヌの公証人であるロシャの認証がある。それまでも C A S の事務局長であり、また I C A S の発足後その事務局長になつた人物である。

この設立理事会の一二人が、競技

者の利益を代表するものとして四人（フィギュアスケートのメダリストであつたというスロヴェニアの女性弁護士、フェンシングの金メダリストであつたドイツの弁護士、アメリカ・オリンピック委員会副会長、オーストラリアの I O C 選手委員会委員）を選び、かくて一六人になつた理事が、さらに上記の競技諸団体とは独立の人物から新たな四名（前 I C C (国際商工会議所) 仲裁裁判所所長のフランス人、もと国際司法裁判所裁判官であったシリアおよびインドの法律家、イスラエルの女性弁護士）を選出して、総計二〇名を理事とする I C A S が発足することになった。もっともこうして設立理事一二名以後の八名の理事の追加も、実際はすでに主唱者ムバイエあるいは事務局によつて内々に銘衡されていたものであった。

二〇名の理事は往年のスポーツ選手をふくめて全員が法律家であるが、またほとんどがスポーツ関係者であり、スポーツと無縁であったのは私など数名に過ぎなかつた。

二〇名の理事の選出枠は、後に述べる「スポーツ関連仲裁規約（コード）」にもそのまま定められてゐる。

理事長 ムバイエ（セネガル・I O C 指名・I C A S 理事長）
副理事長 オーレッタ（イタリア・A S O I F 指名）、コーグ（オーストリア・A N O C 指名）
通常仲裁部長 カウフマン（スイス・独立の理事）、副部長 ミュー

ルマン（ベルギー・A N O C 指名）
上訴仲裁部長 バッハ（ドイツ・競技
副部長 ウエルナー（スウェーデン・A S O I F 指名）
なお I C A S の事務局長は理事ではないロシャ（スイス）がつとめる。
5 二〇名となつた I C A S はその日の午後、I O C サマランチ会長を迎えてその発足を祝つた。第一回理事会がそれから翌二三日午前にかけて開催され、理事長にムバイエ（I O C 指名理事、セネガル）を指名することとした。また I C A S の理事のなかから C A S の通常仲裁部長および上訴仲裁部長、そしてそれぞれの副部長を選んだ。C A S の仲裁人リストも決定された。

なお、その後一九九五年モナコにおける第二回理事会において、国際競技連盟指名理事と A N O C 指名理事のふたりを副理事長に指名した。

こうした役職も「スポーツ関連仲裁規約」の定めるところである。

現在の I C A S の構成理事二〇名のなかでの役員は次のとおりである。

III スポーツ仲裁国際理事会（I C A S）とスポーツ仲裁裁判所（C A S）

1 一九九四年一一月に I C A S が採択した「スポーツ関連仲裁規約」は「スポーツ関連紛争の解決機関規程（Statute）」二六カ条、「手続規則（Procedural Rules）」四三カ条、通し番号の通算六九カ条からなる。

規程二六カ条は、A 節—共通規定、B 節—I C A S、C 節—I C A S、D 節—雜規定からなる。手続規則四三カ条は、A 節—一般規定、B 節—通常仲裁手続に適用される特別規定、C 節—上訴仲裁手続に適用される特別規定、D 節—諮詢手続に適用される特別規定、E 節—解釈、F

節一手続の費用、G節—雜規定からなる。

これらが ICAS と CAS の構造、機能を始め、スポーツ仲裁の全貌を示している。

リスト

2 この規約の冒頭の第一条は、スポーツ関連紛争を仲裁によって解決するために、ICAS と CAS の二つが設立されたことを言い、ここにいう紛争にはドーピング関連紛争を含むことを特記する。スポーツの連盟、協会あるいは他のスポーツ団体が当事者の紛争は、こうした競技団体の規程、規則あるいは個別の協定が規定している限りでこの規約の意味での仲裁の事項である。ICAS と CAS の所在地はロサンヌとされる。

3 ICAS の任務はスポーツ関連紛争を仲裁による解決を促進し、CAS の独立性と当事者の権利を保全することにあり、そのため CAS の運営と財政を見ることになる。

200 名の ICAS 理事のうちわけは、四名が IOC、四名が国際競技連盟（夏（ASOIF）三名、冬（IWF）一名）、四名が ANOC（内オリンピック委員会連合）によって指名され、さらに四名が選手の利益

を擁護するという見地から上記一二名の理事が指名するもの、また上記一六名が指名するいずれの団体からも独立公平なもの四名からなることを規定するが、これは先に述べた設立の際の理事選出を規則化したものである。ICAS の理事は再任可能な四年の任期であるが、その任命にあたっては、それが完全な客觀性、独立性をもつ個人資格において任務を遂行することを宣誓することを述べている。理事には守秘義務があり、CAS の仲裁人になることは出来ない。ICAS はこの規約の採択、修正を行い、執行部を選出し、CAS の仲裁人リストを作成し、また財政運営と管理を行う。ICAS 理事長は同時に CAS 所長をつとめる。

4 CAS はスポーツの分野で生ずる紛争の一名あるいは三名の仲裁人からなるパネルによる仲裁解決を得ること、そうしてこれは通常仲裁部と上訴仲裁部からなることを規定している。仲裁人は一五〇名を限度として、スポーツ各団体から指名されるとから、四年の任期で ICAS の任命する仲裁人のリストが作られる。

5 スポーツ関連の紛争は当事者の文書の合意によって CAS に付託される。これらの紛争はスポーツに関する原則、あるいはスポーツの実施あるいは発展において現実となる金銭その他の利益の問題をも含む。そうした紛争は仲裁条項を含む契約から、あるいは後の仲裁契約から生ずるであろうし、これらは通常仲裁による紛争の処理（通常仲裁部）へ、またスポーツの連盟、協会その他のスポーツ団体の規程あるいは規則が、あるいはまた特別協定が CAS 上訴仲裁部への上訴を定めている場合に、それらの規律機関の決定に関する上訴は上訴仲裁手続紛争（ドーピング関連紛争を含む）による処理（上訴仲裁部）に付託される。紛争がこの通常仲裁部、上訴仲裁部のいずれの手続に服するかは CAS 事務局の決定により、これは当事者によつて争うことは出来ない。

仲裁人リストは一九九六年一月現在では一二〇名余り、日本人の名前はなかつたが、一九九七年一月現在では一四〇名余り、日本からは上智大学の澤田寿夫、東大の小寺彰、岩沢雄司の三教授が含まれている。CAS の事務局長は ICAS 事務局長でもあるロシャである。

5 スポーツ関連の紛争は当事者の文書の合意によって CAS に付託される。これらの紛争はスポーツに関する原則、あるいはスポーツの実施あるいは発展において現実となる金銭その他の利益の問題をも含む。そうした紛争は仲裁条項を含む契約から、あるいは後の仲裁契約から生ずるであろうし、これらは通常仲裁による紛争の処理（通常仲裁部）へ、またスポーツの連盟、協会その他のスポーツ団体の規程あるいは規則が、あるいはまた特別協定が CAS 上訴仲裁部への上訴を定めている場合に、それらの規律機関の決定に関する上訴は上訴仲裁手続紛争（ドーピング関連紛争を含む）による処理（上訴仲裁部）に付託される。紛争がこの通常仲裁部、上訴仲裁部のいずれの手続に服するかは CAS 事務局の決定により、これは当事者によつて争うことは出来ない。

6 通常仲裁手続は秘密扱いであり、その仲裁判断も公表されない。上訴仲裁手続については特別のルールは定めていないが、仲裁人および事務局スタッフは同様に守秘義務があるとされる。しかし事実はこの場

1998.2.1 (No. 1127)

合、当事者の反対の意思表示がない限り仲裁判断は公開されてきた。

一九九四年のICASおよびCASの設立、また「スポーツ関連仲裁規約」の採択以来、いくつかの仲裁判断が行われてきた。ただし普通には公開されるものでないために、その詳細を知るのは困難であるが、CAS仲裁判断集が近くICASによって出版されるという。

「上訴仲裁」では、その乗馬に対する虐待行為があつたとして出場停止および罰金を課した国際馬術連盟の決定に対する騎手の訴え、馬のドーピングのために出場停止を命じられたことに対する騎手の訴え、Lido-cain使用の馬のドーピングによる騎手の出場停止に対する訴え、水泳選手のステロイド使用、シンクロナイズドスイミング選手の利尿剤使用などからくる、あるいは競輪選手の出場停止などに対する上訴の訴えがあつた。

また「通常仲裁」では、国際電気通信連合の放映権をめぐる契約、潜水艇選手のシャツの商標権、スキーリ手の役員との衝突による負傷の賠償など、アメリカ女性水泳選手がドー

ピングについての国際アマチュア水泳連盟の決定に対する訴え、イタリアとクロアチアの水球ゲーム中の喧嘩の判定の結果イタリアのその後の世界選手権大会への出場停止を命じた国際水泳連盟の決定に対する訴え、様々な事件がCASに付託されてきたことが知られる。

7 またパネルはIOC、ASO IF、AIWFあるいはNOC（国内オリンピック委員会）などの要請によって、あるいは自らのイニシアティヴで拘束力のない勧告的意見を与えることが出来る。

サンボ（レスリングと柔道を合わせたようなものと推測される）の国際協会が二人の人物がその会長の席を争っているとしてCASの勧告的意見を求めたことがある。

IV ドーピングの問題

1 IOC医事規約は、その冒頭第一条に「ドーピングを禁ずる」と述べ、またドーピングがスポーツと医学の倫理に反することを述べている。医事規約違反の場合は制裁が課される。

2 IOC医事規約は、その冒頭第一条に「ドーピングを禁ずる」と述べ、またドーピングがスポーツと医学の倫理に反することを述べている。医事規約違反の場合は制裁が課せられる。

3 禁止されている薬物は、興奮剤、麻薬、蛋白同化剤（筋肉増強剤）、利尿剤、ペプチド・糖蛋白ホルモン

事規約（コード）の条項であり、IOCはとくにドーピングを禁ずる医事規約を採択するという。これは競技者の医事管理に関する条項も含むとされる。IOC会長が医事委員会を任命し、IOC医事規約を作成し、IOC理事会のもとでこれを実施する、と規定している。

一九九五年にIOCが採択した「IOC医事規約」は、フェアプレーがオリンピックの精神であり、ドーピングを禁じようとするものであり、この規約はオリンピック競技またIOCが支持を与えるすべての競技、さらにオリンピック運動のなかで行われる——競技の準備期間をふくみ——すべてのスポーツに適用される。これがまた競技者の健康を維持するためのものであることも言われている。

4 女性選手の場合に性の確認もある。禁止されている薬物検査にはIOCによって承認された検査機関がある。そうしてIOC医事規約を適用したIOC、国際競技連盟その他の団体による決定に関係ある個人はその決定につきCASに訴えることが出来る。しかしIOCが認めた検査は正当なものと見なされ、反対の証拠によってのみ覆される。IOC医事規約の禁じた薬物、方法は争い得ないものである。

5 団体、選手、その他のオリンピック運動参加者はこの医事規約の適用に関する紛争をCASに提出する個別のかつ共同の義務を負っている。

1 スポーツ仲裁において処理される紛争は多岐にわたるが、実際問題としてもつとも起こり得るのはドーピングの問題であることはスポーツ仲裁が企画されたときから予期されたことであった。

オリンピック憲章の第四八条は医

なかの手続規則は、CASあるいはそのパネルの法廷地はロザンヌであるが、事情によってはその聴聞地を別に定めることが出来るとしている。これに従つて一九九六年一月ロザンヌにおけるICAS第四回理事会はこのいわゆる地方事務所の問題を検討する作業委員会を設立した。その提案により一九九七年四月ダマスカスにおけるICAS第五回理事会は「CAS地方事務所(分散された事務所)の地位」を採択した。また「CAS地方事務所の設立と運営に適用される内部手続」も採択された。もっともこれはスポーツ仲裁の本質の修正を意味するものではなく、あくまでスポーツ仲裁の法廷地はロザンヌであり、紛争当事者のCASへのアクセスを容易ならしめるためのものであるとされる。

このCAS地方事務所の役割はCAS仲裁を独立に行うものではなく、それはロザンヌのCAS事務所の管理のもとにおかれ。紛争がこの地方事務所で受理され、聴聞がそこで行われるが、これはあくまでロザンヌにおける仲裁であるという形式がとられる。

2 CAS地方事務所はICASによつて設立され、その目的はヨーロッパ外にある当事者にCASへのアクセスを容易にしようとするものであった。その活動はロザンヌのCAS事務局の統制のもとに置かれることである。そうしてそれぞれの事務所はCAS所長が任命する常勤書記の行政的管理のもとにある。予算はICAS予算のなかから配分される。

手続としては、「スポーツ関連仲裁規約」が適用され、ロザンヌによるCAS本部のみが仲裁手続を始めることができる。CAS事務局長は仲裁付託の運営をこの地方事務所に託すことができる。仲裁手続開始の文書はこの地方事務所に付託されると、その事務所は直ちにコピーをロザンヌの本部に送付する。

常勤書記は手続の期限を指定できる。彼はパネルの命により、準備あるいは判決法廷を組織出来、その審理のアレンジはロザンヌのCAS本部との協力によつて行われる。

仲裁判断が下されたならば、常勤書記はその事件の完全なファイルをロザンヌのCAS裁判事務所に送付する。

1 ICASは、一九九七年一月の第六回理事会で、「CAS調停規則」を採択した。調停協定あるいは契約の中に調停条項がある場合に、CASの作成する調停者リストのなかから紛争のたびに調停者を選び、その助力によつて当事者間の交渉を善意で行わせようとするものである。スポーツ機関の与えた決定はある。CASの調停の対象にはならない。調停者は当事者が合意して選任するのでなければ、リストのなかから、CAS所長が当事者の意見を徵しつつ任命する。

2 調停はもちろん拘束力のあるものではない。もともとはICAS

があり、デンマークではアメリカ仲裁協会がいわばスポーツ仲裁を行つてきた実績があり、一九九六年以来、「スポーツ関連仲裁規約」の「裁判所事務所」の名前はロザンヌの本部事務所およびシドニーとデンマークの「地方事務所」を意味することになった。現在アルゼンチンにおいて同様地方事務所設立の動きが伝えられる。

VI 調停制度

1 ICASは、IOCのイニシ

アティヴで設立されたものとは言え、形式的にはIOCとは別の組織である。しかし、実質的にはIOCと深く結び付いたものであった。

ピエール・ド・クーベルタンの創始した近代オリンピズムに基づき、IOC(国際オリンピック委員会)の創立は一八九四年である。オリンピック憲章というのがある。一九九五年六月の改定により、現在は全文七四カ条からなる。八項目の基本原則に始まり、第一章・オリンピック運動、第二章・IOC、第三章・IF(国際競技連盟)、第四章・NOC(国内オリンピック委員会)、第五章・オリンピック競技大会の五章。大半の条文を占める最終の第五章のオリンピック競技大会のなかの、最

発足の一九九四年以来考えられてはいなかつた問題であるが、今年になつて急に会議に上程されて採択されに至つた背景を私は知らない。

VII オリンピック期間の スポーツ仲裁

A 総論

終第四節・議定書の最後に第七四条「仲裁(Arbitration)」が新たに加えられたのである。

このオリンピック憲章第七四条は「オリンピック競技に際し、あるいはそれとの関連で起る紛争はもっぱらCASに提出されなければならぬ」と規定する。これに基づいて、ICASは一九九五年九月パリの第三回理事会において「オリンピック競技大会の期間中に生ずる紛争の解決の規定」を採択した。「スポーツ関連仲裁規約」の一部をなす。これによつてスポーツ仲裁はオリンピック期間中には強制的に機能することになった。

2 オリンピック競技大会への参加には「紛争はCASの仲裁に付託する」という誓約書が必要である。このオリンピック競技大会の期間CASはアドホック仲裁部を作り、このアドホック仲裁部の部長と部長代理はICASの理事のなかから選ばれる。それがこの規則で設立されるべきである。それがこの規則で設立されるべきとする。この期間中の仲裁人リストは事前に用意され、この仲裁人は期間中現場に常駐する。

紛争をここに持ち込む自然人(選

手など)あるいは団体は書面で申請を出し、それによってアドホック仲裁部長はリストのなかから三人の仲

裁人からなるパネルを構成する。パネルの手続は柔軟ではあるが、両当事者の口頭審問が行われる。証拠の提出なども行われる。パネルはオリンピック憲章、他の規則、法の一般原則および適当と見られる法の規則を適用する。パネルは原則として二四時間以内に仲裁判断を下す。パネルは事件の性質、緊急性などにより、自ら最終仲裁判断を行うか、あ

るいは法典の規定する仲裁に付託するが、また部分的に自らの仲裁判断、未解決部分については通常仲裁手続への付託といふことも出来る。また通常仲裁手続への付託の場合にはその最終仲裁判断があるまでの仮保全措置の指定も可能である。

パネルの仲裁判断は直ちに強制可能となり、上訴あるいは法に訴えての抗告は行われない。公用語は英仏である。この仲裁の費用は同様の通訳を除いては無料である。

3 オリンピックのためのアドホ

ック仲裁部が機能したのは一九九六年のアトランタにおける夏季オリンピックが最初である。一九九八年長

野の冬季オリンピックが二度目の適用になる。

また一九九八年のクアラルンブーにおける第一六回英連邦競技大会にも同じくアドホック仲裁部が設立されたことが一九九七年一月のICAS第六回理事会で決定され、そのための規則が採択された。今後夏冬のオリンピックのみではなく、これに準ずるようこうした国際競技においてCASアドホック仲裁部の利用は一般的なものになるであろうと予測される。

B アトランタ・オリンピックにおける最初の試み

二つはオリンピック初出場のカーポヴェルデの一〇メートル障害の選手であるが、予定されていた代表団長をさしあいで開会式において旗手をつとめその国内オリンピック委員会を侮辱するところがあつたとしてこの国内オリンピック委員会からオリンピック村への入村を拒否されたことをめぐる問題であり、CASは、後者によるそうした侮辱はなかつたとして、IOC理事会の変更がない限り、この選手はすべての権利と特権を持つとして、この国内オリンピック委員会による拒否を否定したものである。その後閉会式に際し

4 オリンピック期間中のICASあるいはCASの機能は一九九六年のアトランタで最初に試みられた。ここで競技参加者全員が署名をもとめられたエントリーフォームはCASの仲裁に合意するという宣誓文をふくむものであった。ICASは、アトランタにはCASのリストのなかから一〇名の仲裁人の常駐を求めた。

5 アトランタで行われたCAS仲裁は形式的には六件あるが、実際は四のケースであったと言える。ひ

ても同選手からの訴えがあった。CASは代表団のメンバーはNOCの権威を尊重すべきであるとし、また儀典としての閉会式が紛争の種になつたことを遺憾とし、両者が友情の精神と相互理解を要求するオリンピック精神に則って行動することをアピールしている。

三つにはフランスのボクシング選手が国際ボクシング協会(AIBA)を相手としたものである。レフエリーがこの選手をベルト下のパンチで失格としたのに対し、AIBAはこれを確認していたが、CASはこれは当該協会の責任に帰するルールに属する純粹に技術的な問題であり、これらのルールの適用を再審するところはペネルの任務ではないと判断し、協会がルールの適用に関して何らかの非を犯したということをこの選手は示していないと述べて、選手側の訴えを却下した。

四つには、ロシアの水泳選手およびレスリング選手について、IOC理事会がBromantaaの使用を理由にそのメダルを剥奪したことに対する訴えである。Bromantaaが医事規約にいう興奮剤かどうかであり、CASの裁定はIOCの決定を覆す

し、選手の勝利に終わっている。もつとも、後になつて新たにこれは禁止薬物に指定されるに至つたといふ。

C 長野冬季オリンピックにむけて

6 一九九六年のアトランタ・オリンピックに続いて一九九八年二月の長野冬季オリンピックがオリンピック期間におけるスポーツ仲裁の二度目の適用になる。一九九七年四月ダマスカスで開かれたICAS第五回理事会において「長野における第一次オリンピック冬季競技大会から生ずる紛争解決の規則」が採択された。二三カ条からなる。基本的に一八回オリンピック冬季競技大会か

ら生ずる紛争解決の規則」が採択されれた。二三カ条からなる。基本的に

は一九九五年採択された一般的な規定およびアトランタのために採択された規則と異なるものではない。

7 このオリンピック期間中CASのアドホック仲裁部が長野に設立される。その機能は紛争の仲裁による解決であり、このアドホック部は仲裁人リストに記載されている仲裁人、ICASがその理事のなかから選ぶアドホック仲裁部部長、部長代理およびCAS事務局長のもとにおかれれる長野裁判事務室からなる。用



101 東京都千代田区神田神保町2-17
Tel.: 03-3265-6811 Fax: 03-3262-8035
●表示価格は税別です。

新しい時代の大学テキスト



専門書ナビゲーション (法律学・政治学系)
選択から

法学ナビゲーション (Interest) 安念・常本・津村著 1600円

法の世界へ (Interest) 池田・大伏・野川・大塚・長谷部著 1600円

ライフステージと法 (Interest) 副田・浜村・棚村・武田著 1600円

行政法 (Specialized) 初宿・高橋・米沢・棟居著 1600円

現代商法入門 (Basic) 山下・小幡・橋本著 1600円

企業法と国際社会 (Basic) 龍田・節著 1700円

現代刑法入門 (Basic) 浅田・内田・上田・松宮著 1800円

刑 法 1 (Specialized) 町野・朔・中森喜彦編 1800円

刑 法 2 (Specialized) 町野・朔・中森喜彦編 1800円

経済法入門 (Basic) 横田洋三編 1800円

国際法入門 (Basic) 岸井・向田・和田・内田・稗貫著 1800円

比較政治・入門 (Basic) 真淵・久米・北山著 1700円

国際政治経済学・入門 (Basic) 野林・大芝・納家・長尾著 1800円

1998.2.1 (No. 1127)

リスト

語は英仏である。このアドホック仲裁部およびそれぞれのパネルの法廷地はスイスのロザンヌとされる。しかしアドホック仲裁部およびパネルはその任務に属するすべての行為を長野あるいはそれが適当と考える場所で行なうことが出来る。

紛争当事者はその選任するものをもつて代表され、あるいはその援助を受けることができる。申請は書類をもつてなされ、争われる決定、事実および簡単な法的論議、申請者の救済請求、などが明記されなければならぬ。申請は英仏語のいずれかをもつてなされ、その標準書式がある。

8 申請があるとアドホック仲裁部長は三人の仲裁人からなるパネルを構成し、その長を指名する。緊急の場合には争っている決定の効果の一時停止を命じることが出来る。管轄欠如の抗弁は冒頭に、少なくとも聴聞開始前に行わなければならぬ。

こうした場合を除き、パネルは短時間のうちに聴聞を行う。証拠手続もパネルの裁量である。当事者が聴聞への出頭を拒否してもパネルは手続を進める。パネルは申請が根拠と

する事実に対する完全な審査権を持つ。

適用法規はオリンピック憲章、適用可能な規則、法的一般原則、その時間以内に決定を下す。例外的にこの期限はアドホック部長の決定によって延期されることは可能である。

パネルの決定は原則的に多数決であり、簡単な理由が付せられる。決定は直ちに当事者に通報され、その後から仲裁判断は最終的なものになる。関連の国内オリンピック委員会が当事者でない場合にはこの仲裁判断の通報を受ける。

9 なお事情によつて、パネルは仲裁判断をなすか、あるいは紛争をCASの仲裁に付託することが出来る。パネルは紛争の一部について仲裁判断を下し、紛争の未解決の部分をCASの仲裁に付することも出来る。もし紛争を通常のCAS手続に付する場合は、パネルは予備的救済を与えることが出来る。これはその後の通常の仲裁において仲裁人が他の決定を下さない限り有効である。

パネルが紛争をCASの仲裁に付託するときには、CAS裁判事務室

が事件の性質に応じて、通常仲裁部か上訴仲裁部に委託する。オリンピック大会期間中に設定されたパネルはCASのためにその紛争解決の任務を持続する。

パネルの決定は直ちに執行可能となり、控訴あるいはチャレンジされることはない。なお上記の手続は無料である。英仏語が正文であるが、争いがある場合は英文による。

10 この長野に關係する仲裁人は六名がすでに指名され、全期間長野に常駐する。長野におけるアドホック仲裁部は次のように構成される。

アドホック仲裁部長—カウフマン
理事 (ICAS通常仲裁部長)、
部長代理—バタック理事 (注一)
この構成はアトランタと同じである

名譽委員会—小田理事、中島敏次
郎弁護士 (元最高裁判事)、澤田寿夫教授、小谷実可子、リードの両IOC選手委員会委員 (注一これはあくまで「名譽」委員会であつて仲裁実務に關係があるわけではない)。

仲裁人 (注一いすれも仲裁人名簿から選ばれたものである。アトランタでは一〇名であったが、長野では、競技期間の長さを勘案してこの少ない人数とされた)。

ランドの五人のあわせて六名の仲裁人 (注一いすれも仲裁人名簿から選ばれたものである。アトランタでは一〇名であったが、長野では、競技期間の長さを勘案してこの少ない人数とされた)。

この長野におけるアドホック仲裁部仲裁人の会合は一九九七年一二月一日ロザンヌのICAS本部で開かれ、部長、部長代理、名譽委員の私と六名の仲裁人全員、それにCAS事務局長が顔を揃えて、事前の協議を行つた。

おわりに

以上に不充分ながら、新しく登場してきたスポーツ仲裁の概念を紹介した。私にとつてもまだ充分に消化しきれない問題であるが、目前に迫つてきた長野冬季オリンピックにおいて日本の当事者が遗漏なくこの新しい制度に対処できることを願いつ筆を描く。

仲裁人 (六名)—小寺彰教授の他にスイス、カナダ、スウェーデン／アメリカ、アメリカ、ポー